

地方税法等の一部を改正する法律案の概要

1 個人住民税の諸控除

- 合計所得金額 400 万円超の納税義務者の成年扶養親族(23 歳以上 70 歳未満)に係る扶養控除 (33 万円) について、負担調整措置を講じた上で廃止。
ただし、障害者、要介護認定者その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65 歳以上の高齢者、学生については引き続き控除対象。
(注) 上記の改正は、平成 25 年度分以後の個人住民税について適用する。
- 退職所得に係る個人住民税の 10%税額控除を廃止。
(注) 上記の改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等から適用する。

2 金融証券税制

- 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率 (3%) の適用期限を 2 年延長 (平成24年1月1日～平成25年12月31日)。

3 市民公益税制

- 認定 N P O 法人以外の N P O 法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができることとする。
- 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を 5 千円から 2 千円に引下げ。
(注) 以上の改正は、平成 24 年度分以後の個人住民税について適用する。
(平成 23 年中の寄附金から対象)

4 納税環境整備

- 国税の見直しと併せて、納税者が「更正の請求」を行うことができる期間(現行1年)を5年に延長。
(注) 上記の改正は、平成23年4月1日以後に法定納期限が到来する地方税について適用する。
- 平成22年度改正における国税の見直し内容等を踏まえ、罰則を見直し。
(注) 上記の改正は、平成23年6月1日以後にした違反行為について適用する。

5 税負担軽減措置等の見直し

- 税負担軽減措置等について、固定資産税、不動産取得税等を中心に見直し。
(全体241項目のうち、廃止49項目、縮減15項目。)

6 その他

- 法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲。

		(現行)		(改正案)	
道府県たばこ税	1,000本につき	1,504円	→	860円	(▲644円)
市町村たばこ税	1,000本につき	4,618円	→	5,262円	(+644円)

(注) 上記の改正は、平成24年4月1日から適用する。

- 航空機燃料税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないように、航空機燃料譲与税の譲与割合を、平成23年度から平成25年度までの間、9分の2(現行:13分の2)とする。

施行期日 平成23年4月1日